

令和8年4月21日 招 集

## 令和8年第3回本市議会臨時会議案

山形県村山市

## 付 議 事 件 目 次

- 1 議第34号 村山市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について…………… 3
- 2 議第35号 村山市市税条例の一部を改正する条例について…………… 11
- 3 議第36号 令和8年度村山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)…………… 別冊

以上別紙のとおり

令和8年4月21日 提 出

村山市長 志 布 隆 夫

## 議第34号

村山市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 提案理由

地方税法等の一部改正に伴う村山市市税条例の一部改正措置について、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分したものである。

専第2号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、村山市市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

村山市長 志 布 隆 夫

理 由

地方税法等の一部改正に伴う村山市市税条例の一部改正措置について、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分するものである。

## 村山市市税条例の一部を改正する条例

村山市市税条例(昭和41年村山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第8条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第10条中「、第69条の6第1項」を削り、「あつた」を「あった」に、「よつて」を「よって」に改め、同条第2号及び第3号中「第69条の6第1項の申告書、」を削る。

第17条第2項中「よつて」を「よって」に改め、同条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「いう。）」の次に「(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第68条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第68条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第68条の2の見出し及び同条中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条ただし書及び第1号中「あつて」を「あって」に改め、同条第2号中「もつぱら」を「専ら」に改める。

第69条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を保留している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第69条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第69条の3から第69条の8までを削る。

第70条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第71条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第72条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「種別割」を「軽自動車税」に、「よつて」を「よって」に改める。

第73条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「なつた」を「なった」に、「あつて」を「あって」に、「施行規則

第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項中「あつた」を「あつた」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に、「第33号の3様式」を「第33号の5様式」に改め、同条第3項中「なつた」を「なつた」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第4項中「あつた」を「あつた」に改める。

第74条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「よつて」を「よつて」に、「しなかつた」を「しなかつた」に改める。

第75条（見出し含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第76条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第77条第2項中「第68条第3項ただし書」を「第68条第2項ただし書」に、「よつて」を「よつて」に、「種別割」を「軽自動車税」に、「なつた」を「なつた」に改め、同条第6項中「なつた」を「なつた」に改め、同条第7項中「なつた」を「なつた」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第4条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第4条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4第5項」に、「同条第9項」を「同条第7項」に改め、同条第3項中「第4条の3の2第1項」を「第4条の3第1項」に改め、同条を附則第4条の3とする。

附則第5条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第4条の3の2第1項」を削る。

附則第7条の2第2項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第3項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第

15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第10項から第12項までを削り、同条第13項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第14項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項を同条第12項とし、同条に次の1項を加える。

13 法附則第15条の11第1項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第7条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第13項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第14項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に規定する特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

附則第12条の3から第12条の7までを削る。

附則第13条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定す

る」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第13条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第13条の3の2第3項第2号、第13条の4第3項第2号及び第14条第3項第2号中「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改める。

附則第14条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に、「なかつた」を「なかつた」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第15条第5項第2号及び第15条の2第2項第2号中「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改める。

附則第15条の8第2項第2号中「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改める。

附則第15条の8の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改める。

附則第15条の8の4第2項第2号中「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改め、同条第5項第2号中「、附則第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4条の3の2第1項の改正規定(「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。)並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 附則第14条の2の改正規定(同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。)及び次条第2項の規定 令和10年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の市税条例(以下「新条例」という。)附則第4条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者

が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第14条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第14条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

## 議第35号

### 村山市市税条例の一部を改正する条例について

村山市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

### 村山市市税条例の一部を改正する条例（案）

村山市市税条例(昭和41年村山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第125条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。)の次に「及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第125条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額並びに世帯別平等割額((所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額))((所得割額及び被保険者均等割額))の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第129条の4の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第129条の5 第125条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の28を乗

じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第129条の6 第125条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,300円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第129条の7 第125条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第129条の8 第125条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 900円
- (2) 特定世帯 450円
- (3) 特定継続世帯 675円

第130条第1項中「66万円」を「67万円」に、「)並びに」を「)、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからクまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第124条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 910円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第124条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 630円
- (イ) 特定世帯 315円

(ウ) 特定継続世帯 472円

第130条第1項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第124条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について  
650円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第124条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 450円

(イ) 特定世帯 225円

(ウ) 特定継続世帯 337円

第130条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第124条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について  
260円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第124条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 180円

(イ) 特定世帯 90円

(ウ) 特定継続世帯 135円

第130条第2項第1号ア中「3,300円」を「7,700円」に改め、同号ウ中「8,800円」を「2,200円」に改め、同項第2号ア中「1,215円」を「2,835円」に改め、同号ウ中「3,240円」を「810円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める

額

- ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 455円
- イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 325円
- ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 130円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 650円

第130条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第129条の5の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第129条の7((第129条の6))の規定により算出した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第129条の8((第129条の7))の規定により算出した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第130条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に

相当する額を減額して得た額とする。

附則第20条の6、第21条、第23条、第24条、第26条及び第27条から第31条までの規定中「第129条」の次に「、第129条の5」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の村山市市税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うためこれを提案する。